

令和5年度 第1回 石狩市子どもの権利に関する条例検討委員会 議事録

日時 令和5年7月5日(水) 午後1時35分～3時00分

場所 石狩市役所5階 全員協議会室

出席者 13名

委 員					
役 職	氏 名	出 欠	役 職	氏 名	出 欠
委員長	小山和利	出席	委員	星野ゆかり	出席
副委員長	伊藤美由紀	出席	委員	今西浩子	出席
委員	佐藤勉	欠席	委員	長谷川洋子	出席
委員	細谷准一	出席	委員	新田大志	欠席
委員	細田幸男	出席	委員	穴田めぐみ	欠席
委員	重山麻人	欠席	委員	時任千恵	出席
委員	坪田清美	出席	委員	朝倉恵	出席
委員	近藤宏	出席	委員	大森由紀子	出席
アドバイザー	松倉 聡史	出席			

事務局	所属氏名	
	市長 加藤龍幸	子ども政策課主査 中川陽子
	保健福祉部長 宮野透	子ども政策課主査 田原朋学
	保健福祉部次長 田村奈緒美	子ども政策課主任 齊藤幸古

傍聴者 8名

次第

1. 開会
2. 委嘱状交付
3. 市長あいさつ
4. 委員自己紹介
5. 石狩市子どもの権利に関する条例検討委員会について
6. 議 事
 - (1)委員長選出・副委員長選出
 - (2)委員会の運営について
 - (3)子どもの権利に関する条例の検討について(提言依頼)
 - (4)子どもの権利や子どもの権利に関する条例について 松倉アドバイザーによる講話
 - (5)質疑・意見交換
 - (6)子どもの権利に関する条例制定に向けた今後のスケジュール
7. その他

次回会議について 9月27日(水)午後予定

講演会開催 8月26日(土)14時～りんくる交流活動室

市民ワークショップ 4 回開催について

8月20日・10月1日・11月12日・令和6年1月21日全て日曜日 10時～12時 北コミセン

8. 閉会

【1 開会】

○事務局 田村次長

本日は、お忙しいところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。定刻を少し過ぎましたので、まだ委員の方がおみえになっていない状況ですが、これより令和5年度第1回石狩市子どもの権利に関する条例検討委員会を始めて参ります。

本日の会議は1時間半程度、3時頃を目途に終了する予定としておりますので、みなさまどうぞよろしくお願ひいたします。

委員長が選出されますまでの間、進行を務めます保健福祉部次長で子ども政策課の課長を兼務しております田村と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。では、座って進行させていただきます。

初めに、本日配布しました資料を確認させていただきます。お手元の資料と合わせてご確認ください。

初めに本日の次第になります。次に委員名簿、次に本委員会の設置要綱、そして、仮称子どもの権利に関する条例制定への思いと書いてありますカラーの綴ったものです。その次に松倉先生の講話資料を綴ったものが1つと土別市の条例を綴ったもの、そして最後に、条例の検討スケジュールとなっております。

みなさま、不足なものはありませんでしたでしょうか。ありましたら事務局にお申しつけください。

それでは本日の出席状況でございますが、委員17名中、現在、11名の出席となっております。

石狩市子どもの権利に関する条例検討委員会の設置要綱によりまして、委員の半数以上が出席しておりますので、本委員会が成立している事をご報告申し上げます。

次に委嘱状の交付でございます。

委嘱状につきましては、本来、おひとりおひとりに手渡しをさせて頂くところですが、会議の時間の都合上お手元に配布をさせて頂きました。大変申し訳ありませんがご了承下さい。

任期につきましては、本年、7月5日から令和7年3月31日までとなっております。約2年間となりますが、皆様どうぞ宜しくお願ひいたします。

では、次第の3番目、市長あいさつでございます。石狩市長加藤龍幸よりご挨拶を申し上げます。

○加藤市長

皆さん、こんにちは。石狩市長の加藤でございます。私自身、5月の選挙を終えて、6月の27日から2期目が始まっておりまして、今現在2期目の10日ぐらい経ったところであります。

皆さま方には、お仕事などで大変お忙しい中、委員を引き受けていただいたことを心より感謝申し上げます。ありがとうございます。

本日は、第1回目の子どもの権利に関する条例検討委員会ということで、この子どもの権利に関する条例を制定するにあたって委員の皆様方に私の思いというものを伝えさせていただきたいと思っておりますので、ご了承いただければと思います。

皆様方には簡単なパワポの色刷りの資料をお配りしておりますので、これに基づいた形でお話をさせていただきます。大変申し訳ないですが着座にて説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

このペーパーの条例制定のきっかけの一番目に書いてあります。市議会からの質問であります。

子どもの権利に関する条例の制定については、平成18年の3月の一定ですから、今からもう17年前に最初の質問がありました。

その後も幾度か各会派の議員の皆様から質問がありまして、その中で田岡前市長から石狩市自治基本条例制定において検討するというお答え、また市民意識の醸成が必要であるという答弁がされております。そして、その後平成30年に、市民団体の皆様から陳情書が提出されて、その時議会において趣旨採択がなされたのが今から5年前でございます。

私自身は令和元年から市長に就任をさせていただいて、その間、子どもの権利条例に関する質問はありませんでしたけれども、昨年令和4年9月、第3回定例会の一般質問で条例制定に向けた考え方を聞かれ、そのことについて、検討させていただきというふうに答弁をした次第であります。

2点目の新型コロナウイルス感染症の影響についてであります。

令和2年、ご覧のように我が国に新型コロナウイルスの感染が発生してから3年に及んで、いじめの件数が増加したという調査結果もありました。またコロナ禍によって大変厳しい状況に置かれた家庭が増えて、子どもの貧困状況も露見されたところであります。この行動制限によって孤立したり、親の不安やストレスから児童虐待につながるケースも増えたと聞いております。

私自身、いま、67歳ですが、近年における子どもの虐待の痛ましい報道を聞くと少なくともこの我が国に置いて、そのようなことがない国を望んでおります。ですから、例えば今回、皆様方と議論をして、子どもの権利に関する条例が制定して、本当にその虐待というあってはならないことが、なくなることを切に切に望むものでもあります。そういう観点からいけば、子どもの生きる権利というのをしっかり守っていかなければいけないなと思っております。

3点目です、子どもの施策の推進です。首長として、やはり子どもは国の宝であり、石狩の宝だと私自身は思っております。未来を担う子どもたちのために施策には力を注いで行きたいというふうに、市民の皆様にもお伝えをしてきたところであります。また、子どもの施策を進めるためには、子ども政策関連の部署だけではなくて、教育であるとか財政であるとか保健であるとか福祉など、これはもう全庁的に取り組む必要があって、共通した基盤となるものが必要ではないか、そして、子ども施策を将来にわたって進めるための法的根拠となるものが必要ではないか。なお、その間私どもの市役所では市長室開放事業というのがあって、月に1回いろいろな団体からのご要望とか、市政に関するご意見を頂く場を設けているんですけれども、NPOさんであるとか、子ども関連の団体の皆様から、子どもの権利条例は必要ではないかというような申し入れがあったことをお伝えいたします。

次のページです。条例制定の目的であります。1つ目です。児童の権利に関する条約に保証された4つの権利を知るという事です。子どもは未来を担う大切な一人の人間である。生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利について、子どもを含めすべての市民が共通理解をする必要があるのではないかと。

2点目です。大人が果たすべき役割を明確にする。子どもの権利に対する大人の認識や理解が十分とは言えないのではないかと。大人は子ども一人の人間として尊重し、子どもの考えや意見を受け止める。大人は子どもの権利を理解して、権利を保障しなければならないのではないかと。

3点目です、子どもの権利が侵害されたときの対応についてであります。子どもが虐待やいじめなど、権利の侵害を受けたときには、やはり速やかに救済される必要があるのではないのでしょうか。関係機関と連携して適切に対応していかなければならないというふうに考えており、子どもの安全を確保し、安心して相談ができる環境を整備する必要があるのではないかと。

4点目です。子どもの視点に立ったまちづくりについてであります。子どももひとりの市民として認める。お子さんも大人と同じように意見や考えを持っている。大人は子どもの視点に立って、子どもの考えや意見を受け止め、子どもにとって最善なことはなにかを考えて、可能な限り実現する必要があるのではないかとということでもあります。

その下の子どもの権利に関するこれまでの本市の取り組みについてであります。

1 点目が、左側の絵にあります様に石狩市子どもビジョンの策定であります。

第2期子ども・子育て支援事業計画で計画期間につきましては、令和2年から令和6年度までの5年間です。また、児童の権利に関する条約の4つの基本的な権利を尊重して、子育て子育てを地域全体で見守り支えあうまちをこの基本理念に策定しているものであります。それから右の方の絵であります。子ども議会の実施であります。子どもの意見を行政活動に生かすため、子ども議会を開催しておりました。そして、平成27年度から令和元年度まで5年間、毎年1回の開催をしておりますけれども、残念ながら令和2年度からはコロナの影響によって開催をしておりません。昨年10月にふれあいの杜子ども館がオープンをさせていただきましたけれども、それも子ども議会において当時、花川南地区の生徒のご意見だったと思いますが、北地区には児童館がありますが、南にはないので、できれば南地区にも必要ではないかという子ども議会での質問があって、それに対して答えた形のものが、昨年オープンしたふれあいの杜子ども館であります。

そして、最後のページであります。私自身は本年6月に開催されました令和5年度第2回石狩市議会定例会の市長の所信表明で申し述べをいくつかさせていただいております。その中で子どもを巡る様々な課題を解決するためには、子どもの権利を守って、誰一人取り残さず、健やかな成長を、社会全体で後押しすることが必要不可欠だと思っております。どのような環境に生まれ、どのような状況で育っても、子どもたちが笑顔で暮らせる、そうした「こどもまんなかまちづくり」の施策を積極的に私が与えられた4年間の任期で推進をしていきたいというふうに思っております。未来を担う子どもたちの健やかな育みを目指して、子どもの権利に関する条例に取り組んでいきたいというふうに思っております。そういう観点からいけば委員の皆様方におかれましては、いろんな形でご意見を集約して、その間子どもさんを含めたワークショップも開催されますので、幅広い各層各界のご意見を伺って、石狩らしい子どもの権利条例を策定をしたいというふうに思っております。

実は本日、リモートで旭川市立大学短期大学部の松倉教授にもアドバイザーとして参加をさせていただいております。ぜひとも、皆さまこれから2年をかけて、いい条例をつくりたいと思っておりますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。以上が私からの思いであります。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 田村次長

次に委員の自己紹介を小山委員から順にお願いいたします。所属、お名前など、お願いしたいと思っております。よろしくお願い致します。

○小山委員

はい、みなさん。こんにちは、藤女子大学人間生活学部子ども教育学科の方で教員をしております小山と言います。どうぞよろしくお願い致します。

○細田委員

石狩市校長会より中学校のほうで来ております浜益中学校校長細田と言います。よろしくお願い致します。

○近藤委員

私、石狩市私立認定こども園振興会の会長をしております近藤と申します。どうぞよろしくお願い致します。

○今西委員

こんにちは。NPO 法人石狩市手をつなぐ育成会の理事をさせて頂いております今西と申します。発達障

害の息子がおります。よろしくお願いいたします。

○長谷川委員

こんにちは。石狩市民生委員児童委員連絡協議会の方で主任児童委員をさせて頂いております長谷川と言います。よろしくお願いいたします。

○朝倉委員

石狩湾新港にあるデータセンターさくらインターネットという IT 企業に所属しております。元幼稚園教諭、保育士で、エンジニアを経験して今に至るという変わった人間です。よろしくお願いいたします。

○大森委員

大森です。今回は公募という形で参加させて頂いています。2006年から市民活動の中で、ずっと子どもの権利条例が石狩に欲しいなと思いながら活動して来ました。どうぞよろしくお願いいたします。

○時任委員

時任千恵と申します。よろしくお願いいたします。今回、私も公募という形で参加させていただきます。昭和59年から民間保育園で保育士を、現在も西区の保育園保育士をやっております。よろしくお願いいたします。

○星野委員

子育て支援ワーカーズぽけっとママの代表をさせて頂いています星野と申します。よろしくお願いいたします。

○坪田委員

石狩市保育所連絡協議会の方から、推薦で参りました坪田と申します。よろしくお願いいたします。

○細谷委員

札幌人権擁護委員会石狩部会のほうから参りました細谷と申します。よろしくお願いいたします。

○伊藤委員

NPO 法人こども・コムステーション・いしかりの理事長をしております伊藤と申します。NPO 法人こども・コムステーション・いしかりは、石狩市の方から指定管理で児童館、大型児童センター子ども未来館を運営させて頂いております。よろしくお願いいたします。

○事務局 田村次長

ありがとうございました。続きまして、事務局の紹介をしたいと思います。

○事務局 宮野部長

保健福祉部長の宮野と申します。皆様の忌憚ないご意見を今後ともたくさん頂ければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 中川主査

石狩市子ども政策課の中川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 田原主査

子ども政策課の田原と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局 齊藤主任

事務局の齊藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 田村次長

事務局子ども政策課の方で担当させて頂きます私と主査の中川・田原、齊藤この4名で担当させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは次に本委員会の役割について簡単にご説明をして参ります。資料は子どもの権利に関する条例

検討委員会の設置要綱をご覧ください。この委員会は、子どもの権利に関する条例について検討するにあたり、専門な知見または子育て当事者等の幅広い意見を反映させるために設置をしております。学識経験者、教育・福祉関係者、一般公募、アドバイザーのメンバーで構成されており、委員長と副委員長をおいて運営して参ります。主な内容といたしましては、石狩市の子どもに関する条例の素案づくりのための調査研究や検討、市長への提言となっております。本委員会の設置について、何かご質問などお有りの方はいらっしゃいますか。大丈夫でしょうか。無ければ、検討委員会の説明の方は終わらせて頂きます。

次に、議事に入ります。議事の一番上、委員長・副委員長の選出でございます。石狩市子どもの権利に関する条例検討委員会設置要綱によりまして、委員長は委員の互選により定めとなっております。どなたかご提案おありの方はいらっしゃいますでしょうか。

○近藤委員

事務局一任でよろしいと思います。

○事務局 田村次長

事務局一任と言って頂きましたので、事務局の方から提案させて頂きたいと思います。

委員長には、藤女子大学の小山先生にお願いしたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。皆さんが拍手をしてくださいましたので、小山先生にお願いしたいと思います。それでは小山先生の方からひと言ご挨拶を頂けますでしょうか。

○小山委員長

大役を仰せつかりました藤女子大学の小山と言います。ちょっと責任ある立場で、きちんと出来るか不安なんですけれども、皆さんのご協力を受けながら、何とか乗り切りたいと思っております。どうぞよろしくをお願いします。

○事務局 田村次長

ありがとうございました。それでは議事の一番目のうち、副委員長の選出について、委員会設置要綱で副委員長は委員の中から委員長が指名するとなっておりますので、委員長から副委員長の指名をお願いいたします。

○小山委員長

はい。それでは副委員長には伊藤美由紀様の方でお引き受けお願いしたいと思っています。よろしくお願いします。

○事務局 田村次長

それでは副委員長は伊藤さんをお願いしたいと思います。伊藤副委員長のほうから簡単にご挨拶を頂いて、その後の進行を小山委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○伊藤副委員長

はい、こういう場を頂いたことが、逆にとても光栄です。石狩市の子ども達のために一生懸命務めさせて頂きたいと思います。委員長よろしくお願いします。皆さんよろしくお願いします。

○小山委員長

よろしくお願いします。それでは座って進行の方を進めさせて頂きたいと思います。それでは議事の2について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 中川主査

本委員会の運営に関しまして、あらかじめ確認しておきたい事項がいくつかございます。まず、委員会は原則誰でも傍聴できる公開とし、議事録は事務局で作成した後、ホームページに掲載いたします。机上に

もいくつかのマイクを設置しておりますが、議事録の作成にあたり会議の内容を毎回録音させていただきますので、御了承をお願いいたします。その録音を基に議事録を作成いたしますが、その内容の確認方法と確定方法について決める必要がございます。まず一つ目の確認方法ですか、議事録の内容につきまして、出席者全員の確認を得るのか、もしくは出席者の代表の方を決めてその方の確認を得るのか。もう一つ、二つ目の確定方法は先ほど説明しました、どちらかの確認を得た議事録を委員長の署名をもって、もしくは委員長と署名委員など複数の署名をもって確定するのかといった方法がございます。事務局としましては、各委員の発言も記録されますので、出席者全員の確認を得た後、委員長の署名をもって確定していくといった方法が良いのではないかと考えておりますが、皆様いかがでしょうか。

○小山委員長

議事録の確認について事務局の方からの提案もありましたけれどもこのことについて、ご意見、ご質問、ご異議などあればよろしく申し上げます。

○大森委員

はい、大森です。今事務局の方から説明がありましたように、議事録はここに参加した全員の確認を得て確定するというのでいいと思います。

○小山委員長

事務局の提案に賛同するというご意見でした。他にございますか。

○細谷委員

すいません、ここに集まっている方たち皆さんが広域だと思いますが、議事録が出来上がってから確認するまでの時間が非常に取られるのではないかと思います。皆さんの了解を得ると言うのは大事だと思いますが、記録を取られて事務局で責任を持って、議事録を作っていただくのであれば、全員の了解を取っていると、公開まで時間が非常にかかってしまうのではないかと思いますので、スピーディーではないので、もうちょっと簡便な方法が取れないかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○小山委員長

時間がかかるという意見ですが、事務局の方で何かその点についての対応はありますでしょうか。

○事務局 田村次長

はい、他の審議会におきましても出席委員皆さんの確認をいただくというところと、確認する委員を決めて、代表の方を数名決めて、その方に確認していただく方法、また本当に委員長の確認をもってという、いろいろな方法がありますので、もし可能でありましたら、みなさんに多数決など取っていただいて、委員の総意で決めていただければと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○大森委員

大森です。意見です。最低限発言した本人が確認をするという意味では、私は最初に事務局が提案されたやり方がいいのではないかと思います。全部をそれぞれの委員が確認してとなると、とても大変だと思いますが、最低限自分の発言した内容がわかるというのはとても大事ななと思ってます。以上です。

○小山委員長

はい。その他、ご意見、ございますでしょうか。

○長谷川委員

はい、長谷川です。私も他の審議委員にも出て、同じような形で、自分やほかの方の話した内容が送られてきて、確認して大丈夫ですと返しているのですが、それがどれくらい時間がかかって、最終的にこうなっているのかというのは、私の方では確認できていなかったもので、今、細谷委員からの話もあったように、事務局側で作業がどれくらいかかるのか、私どもの方に一任してくださるのは、ありがたいことなん

ですが、作業はどれ位の時間がかかるのか。録音して、それを聞きながら全部書いてくださって、確認の書類を見るとあまり間違いが今まではなかったものですから、委員長が確認して OK ですと言うのであれば、私は信頼して、そのほうが時間も短く、次のところに進むのがすごくスムーズに行くというのであれば、それでいいのではないかと思います。

○事務局 田村次長

ありがとうございます。市民参加手続き上は、会議の開催から1ヶ月以内に議事録を公表しなさいとなっていますので、そこを目的に私たち事務局の方も作業を進めています。実際今、皆さんの前にマイクを置かせていただいておりますが、以前のように聞きながら打つてと言うことは実はあまりしておりません。自動で文書になって出てくるシステムがありますのでそれで。そのあとは事務局の方で内容を確認して、出来上がったものを委員の方にご確認を頂くという方法になっておりますので、作成までには2週間程度かかると思います。そのあと1週間くらいで委員の皆さんに確認をしていただいて、最終的に、これから決めて頂いた方の署名をもって議事録は確定するということとなりますので、1ヶ月以内を目的に進める形で大丈夫です。事務の流れは以上です。

○小山委員長

分かりました。1ヶ月と言う期限が決められた上での作業を進めると言う事ですけども、どうでしょうか、期間については1ヶ月以内に確定して公表するという流れで、事務局がそれを担うと言う事で、各自にそれぞれ各自の確認はその間に終わらせることが出来るということです。

○細谷委員

私の意見でかきまわすつもりがあったわけじゃないので、ただ会議をやるとどうしても時間がかかって、次の動きまでにかかるというのが通例だったので、それで我々の意見がそんなにねじ曲げて、議事録に載るとは思わなかったの、それでお任せしていいかなって、そのほうがスムーズじゃないのかなって思っただけでして、皆さんそれで全然問題が無ければ、全員の了解をとっての方法でも構わないと思いますが、その1ヶ月という期間で問題がなければ、それでもいいのかなとは思いますが。

○近藤委員

結局作るのに2週間くらいかかり、それを全員に書面で出す。メールでパパッとやるわけにいかないのあれば、書面のやりとりになり、またそこで一週間や10日くらいかかるのではないかな。それでも1ヶ月以内に事務局が出せるのであれば、差支えないと思います。私どもも結構あちこちの団体がありますが、議事録署名にその都度2人ぐらい指名していただいて、毎度毎度決まった人ではなく、毎回出席者の中から2人ぐらい指名してもらい、その人達に確認してもらって良いのではないかなという気はしています。ただ時間的に問題がないと言うのであれば、皆さんおっしゃる様に全員確認された方が良いのかなと思います。

○小山委員長

事務局、どうでしょうか。

○事務局 田村次長

今、ご意見いただきましたように、委員の皆様にはお許しいただけるのであれば、メールでお送りをして、ご確認という方法は取れますので、そこでまた期間も短縮できるのかなとは思いますが。

○近藤委員

返信を忘れたらまた長くなり、事務局から確認の電話がくる。

○小山委員長

催促メールを送っていただくことにして、個々の確認は一応取りますという事で、ただ、時間が必要以上

にかかるといふ点もありますので、そこは事務局も日付がかかると思いますが、速やかに作業の方、目を通して確認していただければと思います。ということでよろしいでしょうか。

それでは議事の3について、事務局の方から説明をお願いいたします。

○事務局 田村次長

それでは本委員会におきまして、委員の皆様にご議論をいただき、今年度末に子どもの権利に関する条例について、提言をいただきたいと存じますので、加藤市長より委員長へ提言依頼をさせていただきます。

○加藤市長

石狩市子どもの権利に関する条例検討委員会委員長小山和利様。仮称、石狩市子どもの権利に関する条例について、提言依頼。石狩市子どもの権利に関する条例検討委員会設置要綱第2条に基づき下記の案件について、委員会の意見を求めます。仮称、石狩市子どもの権利に関する条例の素案作成に関する内容について。令和5年7月5日石狩市長加藤龍幸。どうぞよろしくお願いいたします。

○小山委員長

それでは次に、議事4に移りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

○事務局 田村次長

それでは、本委員会に検討をお願いします、子どもの権利に関する条例とはどのようなものなのか、子どもの権利とは何か、皆様と基本を学びイメージを共有していきたいと思っております。本日はリモートで松倉先生に講話をお願いしておりますので、よろしくお願いいたします。

○松倉アドバイザー

こんにちは。私は現在、旭川市立大学短期大学部幼児教育学科で教授をしております。私は、名寄市立大学で教員として19年間勤めておりました。その間に名寄市立大学道北研究所というところから、名寄市立大学紀要という形式で子どもの権利条約に関する論文を書いています。奈井江町から始まって、札幌、滝川、旭川、幕別、士別、いろいろな子どもの権利条約に関係するところで子どもの権利条約を作ってきましたので、条例などの比較・検討もやってきました。今、旭川市立大学短期大学部に勤めておりますけれど、こういう雑誌は見たことがあるかわかりませんが、私が所属している「子どもの権利条約総合研究所」というものがありまして、そこで「子どもの権利研究」という季刊誌で、トータルで34号まで出しています。今月号で私も書いていますが、今日、紹介したいと思っているのは弁護士資格もある、東京経済大学の野村武司先生の論文から、子ども基本法に関することを中心に紹介させていただきます。私も一応、子どもの権利条約総合研究所の副代表と北海道事務所長をさせて頂いております。

そのようなことで、子どもの権利条約総合研究所で積み重ねられてきた研究テーマがあり、また子ども権利条約に基づいた条例が、全国に50くらいあります。北海道の子どもの権利条例について私なりの見解を話させていただいて、皆さんの意見、質疑、この後、意見交換があるようですが、今日は第1回目、私自身がそちらの席に実際に出向いてお話しするのが本来だと思いますが、午前中に実習訪問があり幼児教育学科の学生に関わっておりましたので、こうしてリモートでお話させて頂くこととなります。

それでは、別紙子どもの権利に関する条例検討委員会資料をご覧ください、説明いたします。

(内容については、別紙資料参照)

○小山委員長

松倉先生に講話いただきました。ありがとうございます。限られた時間内で収めきれない濃い内容のお話だったかと思えます。時間が迫ってきていますので、本来ですと活発なご意見・ご質問を取りたいところですが、どうしてもこの場でというのがあれば、松倉先生に確認をしようと思えますが、どうでしょうか。よろしいですか。今後、委員会でも考えていくべきいろいろな課題について、明らかになったのかな

と思います。今後、講演の内容を踏まえて委員会を進めて参ります。松倉先生重ねてどうもありがとうございました。

それでは議事6について事務局から説明をお願いします。

○事務局 田村次長

今後のスケジュールについて資料をご覧くださいながら説明いたします。検討委員会は、今年度全4回予定しております。1月頃を目途に条例の骨子案を固めるように、石狩市としてどのような願いや子ども像、大人としての責務などを盛り込んでいくのか、こどもおとなワークショップから出された意見なども活かしながら、皆さんでよくご議論をいただき、令和6年3月に市長に提言を出していく予定で進めたいと思っております。また、今、松倉先生からもお話を頂きましたように、この条例に実効性を持たせるために子どもビジョン(子ども施策の計画)の第2期の策定時期も迎えておりますので、同時に行動計画として足並みをそろえながら進めていく事になります。令和6年度5月には、条例の素案を提示して、その後条例案をパブリックコメントによる必要な市民参加手続きをしてから、令和6年の12月に条例案を上程し、令和7年4月に条例の施行を予定しておりますので、そのスケジュールで進めて参りたいと思います。委員の皆様どうぞよろしくお願いいたします。

○小山委員長

スケジュールについて何かご確認しておきたいことがある方がいらっしゃればお願いします。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、議事のその他について、事務局より連絡事項などありましたら、お願い致します。

○事務局 中川主査

次回の会議のご案内です。今のところ9月27日の第4水曜日午後を予定しております。改めてご案内致しますのでどうぞよろしくお願いいたします。次に講演会のご案内です。8月26日(土)14時からりんくろにおきまして、子ども権利条例に関する専門家です。早稲田大学名誉教授の喜多先生をお呼びしまして、ご講演をお願いしておりますので、皆様どうぞご参加いただければと思います。

また市民ワークショップは、8月20日・10月1日・11月12日・令和6年1月21日の全4回、日曜日、10時から花川北コミセンで開催いたしますので、こちらもお参加いただければと思います。

チラシが出来上がりましたら、あい・ボードや広報いしかり、市ホームページなどでご案内したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。事務局からは以上です。

○小山委員長

はい、ありがとうございます。それでは全体を通して質問等あればお願いいたします。

○大森委員

はい、大森です。すごく早い感じで審議されるのだと少し驚いています。先ほどの説明の中にワークショップに子どもたちを参加させてとありましたが、日程等が書かれていませんが、毎回子どもたちが参加という事でしょうか。

○事務局 中川主査

先程、全4回と申しあげましたが、全ての回に子どもさんも参加するような、大人も子どもも参加するワークショップになっています。今チラシを作成中ですので、広報・市のホームページでお知らせするのと、学校にチラシなどを配布させて頂いて子どもさんなど募集をかけたいと思います。

○小山委員長

はい、他にございませんか。それでは、他にありませんので、以上で本日の会議は終了したいと思います。進行についてご協力いただきありがとうございました。今日のご苦勞様です。

令和5年8月3日 議事録確定

石狩市子どもの権利に関する条例検討委員会

委員長 小山 和利